

判例から学ぶ医療と法 — 第97回

「職場の集団検診の一環として実施される胸部X線検査における医療水準」

名古屋地裁平成21年1月30日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所
 弁護士 長谷川雄大

◆事案の概要

A医師は、被告病院Yに形成外科医長として勤務しており、平成14年及び平成15年に職場内で実施された定期健康診断を受診し、胸部X線検査を受けたが異常は指摘されなかった(以下、平成14年、平成15年のX線検査で撮影された写真をそれぞれ「平成14年写真」「平成15年写真」という。)。しかし、平成16年に職場での定期健康診断の一環として胸部X線検査を受けたところ、異常陰影を指摘され、後日肺がんと診断された。Aはその約2年後に肺がんによる呼吸不全のため死亡した。

Aの相続人であるXらが、①平成14年及び平成15年に実施された定期健康診断のX線検査で異常陰影を見落とし、精密検査を指示しなかった注意義務違反、②平成14年及び平成15年の胸部X線写真の二重読影を実施しなかった注意義務違反を主張し、Yに対して、逸失利益、慰謝料など計1億5,000万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

◆判決の要旨

名古屋地裁平成21年1月30日判決(以下、「本判決」という。)は、以下のように述べ、Xらの請求を棄却した。

(1)「一般に、集団検診における胸部X線写真の読影は、多数の写真を比較的短時間に読影することが前提となっている」。それは「集団検診が、使用者の実施する健康診断の如く被用者の健康管理を目的とするものであっても、地方自治体が実施するがん検診の如く住民の健康管理を目的とするものであっても、これらの集団検診に投入し得る費用や社会資源は無制限ではない一方、対象者は膨大であり」、「また、当該対象者には、個別に人間ドックを受検する等他の方法により健康管理を管理するという選択肢も存在し得るからである。」

また、「集団検診における胸部X線写真の読影に際し、問診内容、対象者の年齢、病歴といったその

他の情報を前提に読影すべきとする知見は認められず、これらの情報が存在しない状態で読影することが前提となっている。」

(2)「人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する者は、その業務の性質に照らし、危険防止のために実驗上必要とされる最善の注意義務を要求される」。「かかる注意義務の基準となるべきものは、当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準であるが、集団検診には」、「(1)でみた「制約・限界が内在することに照らせば、集団検診における胸部X線写真の読影に係る医療水準は、通常診療における胸部X線写真の読影に係る医療水準とはおのずと異なる」。「職場の定期健康診断において、ある胸部X線写真を異常ありとして指摘しなかったことが注意義務違反を構成するかどうかは、通常集団検診において行われる読影条件の下において、これを行う一般臨床医の水準をもって読影した場合に、異常ありとして指摘すべきかどうかの判断が異なり得るかをもちて判断するのが相当である。」

また、「職場の定期健康診断は、法令の定めにより、健康管理のために被用者があまねく受検することが予定されているものであるから、それにおける医療水準も、むしろあまねく一定であることが期待されるのであり、使用者がいずれの医療機関に定期健康診断の実施を依頼するかによって、定期健康診断に求められる医療水準が変動すると解するのは相当でない。さらに言えば、使用者が高度医療機関であり、その使用者自らが定期健康診断を実施するといった理由により、被用者が定期健康診断に期待できる医療水準が高くなると解することは」できない。

(3)本件では、「14年写真及び15年写真を、集団検診において行われる読影条件の下において、これを行う一般臨床医の水準をもって読影した場合に、異常ありとして指摘すべきかどうかの判断が異なり得るといわざるを得ないから、医師が、14年写真及

び15年写真の異常陰影を指摘しなかったことが注意義務に反するものということとはできない。]

(4)また、「平成14年度及び平成15年度の被告病院における職場健康診断において、胸部X線写真の二重読影を実施すべき義務があったと認めることはできない。」

◆この判例をどう理解するか

1) 職場等で集団的に実施される検診は、何らかの疾患があると推認される患者について具体的な疾病の発見を目的として行われる検査と異なり、多数の者を対象として異常の有無を確認するために実施されるものであり、大量の検査結果を短時間で判別するという性質を有する。

2) 本判決は、上記のような集団検診として実施される胸部X線検査の読影が有する性質を踏まえ、集団検診における胸部X線写真の読影にかかる医療水準は、通常診療における胸部X線写真読影の場合とは異なることを明示した。

3) 集団検診における医療水準が問題になった過去の裁判例としては、東京高裁平成10年2月26日判決及びこの上告審である最判平成15年7月18日が存在する。

東京高裁平成10年2月26日判決は「定期健康診断は、一定の病気の発見を目的とする検診や何らかの疾患があると推認される患者について具体的な疾病を発見するために行われる精密検査とは異なり、企業等に所属する多数の者を対象にして異常の有無を確認するために実施されるものであり、したがって、そこにおいて撮影された大量のレントゲン写真を短時間に読影するものであることを考慮すれば、その中から異常の有無を識別するために医師に課せられる注意義務の程度にはおのずと限界がある。」と説示し、最高裁の多数意見もこれを支持した。

本判決は、具体的事実関係に即する形で、定期健康診断を実施する主体が、高度医療機関であったとしても、定期健診に期待できる医療水準が高くなると解することは法の予定するものではないとし、前記東京高裁判決より踏み込んだ形でその内容を踏襲するものと言える。

なお、前記最判平成15年7月18日判決の反対意見では、「ある医療機関における医療水準は、」 「個別相対的に決せられるべきものであって、個々の医療機関の特性を無視して一律に決せられるべきものではない。定期健康診断においても、医師に求められる注意義務の判断基準についてもこれと異なるものではなく、」 「平均的に行われているものによって一律に決せられるべきものではない。」

との反対意見が付されていることにも留意すべきである。

4) その上で、本判決は、「通常集団検診において行われる読影条件の下において、これを行う一般臨床医の水準をもって読影した場合に、異常ありとして指摘すべきかどうかの判断が異なり得るかをもちて判断する」という判断基準を定立する(類似の基準を採用する裁判例としては、仙台地裁平成8年12月16日判決を参照。同裁判例によると、X線写真の陰影を異常と認めないことに医学的根拠がなく、これを異常と認めるべきことにつき、読影する医師によって判断に差異が生ずる余地がない場合には、異常陰影として比較読影に回し、再検査すべきか検討すべき注意義務が医師に生ずるとされる)。

そして、実際に撮影されたX線写真を読影した複数の専門家でも異常を指摘できるかについて意見が分かれたことから、一般臨床医の水準をもって行うべき注意義務の履行はなされたと判断し、Yの責任を否定する。

5) 以上のように、本判決は、集団検診における胸部X線写真の読影が有する性質から医療機関が提供すべき医療水準を設定する。しかし、これを理由とするのならば、人間ドックなどの集団検診と比較して、多くの疾病を念頭に置き、高度な検査機器、設備によって実施される個別性の高い検診の場面には、より高度な医療水準が要求されるのであり、定期健診ないし集団検診ならば、常に一般臨床医の医療水準で足りるという単純な理解は危険である。

また、本判決に対しては、法学者や医学者からの批判も多く、少なくとも「健康診断の意義を没却しない程度の診断精度が維持されるような医療水準」を要求する立場も強い。特にがんなどの進行性の高い疾病の場合、その見落としが深刻な事態をもたらすことからすれば、集団検診の限界を踏まえても、医師に一定の注意義務があることは当然であり、胸部X線検査においては二重読影など見落としを回避するための検査体制を充実することが望ましい。

◆この判例からどう学ぶか

- ① 集団的に実施される職場の定期健康診断で医療機関が提供すべき医療水準は、一般臨床医の平均的な医療水準が基準とされる。
- ② しかし、健康診断の個別性等、その性質に応じて、要求される医療水準は向上しうするため、集団検診であっても、疾病の見落としを回避するための検査体制を充実すべきである。